

要求水準書に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
1	2	1-1-6	(2)			事業用地範囲	要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答No. 3で「用地西側は管理用の管理動線となるため使用不可」とありますが、一方No. 88では「用地西側の場内道路は事業用地として利用できる」とあり、齟齬があるように思われます。用地西側の場内既存道路を残置するほうが、事務棟の運用が効率的と思料しますが、場内道路部分の利用可否について、改めてご教示いただけますでしょうか。	要求水準書「別紙1 現地条件4. 敷地測量資料」に示すとおり、既存管理用道路までは事業用地として利用可能なスペースです。既存管理用道路を事業用地として利用する場合は、別途、既存の駐車スペースに管理用道路を整備する予定です。
2	2	1-1-6	(2)			事業用地範囲	設置スペース(約110m×36m)のうち、事業用地として使用しない部分の既存設備(舗装、植栽、外灯、トイレ等)については、必ずしも撤去の必要はなく、新設する燃料化施設との全体の調和を図った上で残置することが可能であると考えて宜しいでしょうか。	事業用地として使用しない部分にある既存設備については、必ずしも撤去の必要はありませんが、既存設備の機能を維持して使用可能な状態としてください。
3	2	1-1-6	(3)			搬出入作業用道路	マリノアシティ側から右折にて場内の搬出入ルートに進入することは可能でしょうか。	可能です。
4	10	1-2-8	(3)			基準・指針・仕様等	機械電気設備工事関係の基準・指針・仕様等について、要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答No. 9にて「p13 2-1-5に適用する設備仕様とする」とありますが、具体的な基準例等を挙げていただくことはできませんでしょうか。	基準・指針・仕様等の具体例は、P8 1-2-8に記載されているものになります。その他は、市の承諾を得たものに限ります。
5	10	1-2-9				環境への配慮	要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答No. 10で「本施設内の緑化義務はない」とのことでしたが、舗装等の仕様(アスファルト、砕石、芝生等)については、特にご指定のないものと考えて宜しいでしょうか。	周辺との調和を踏まえ、協議で決定します。
6	12	2-1-1	(1)			事前調査	「事業者は、既存調査結果・別添1(現地調査)を参照の上、・・・地質調査・電波障害調査等を行うこと。」と記載があります。万が一下水汚泥固形燃料化設備の供用開始前に土壌環境基準を超える、または土壌汚染対策法の指定基準を超える汚染物質が検出され場合、事業者はその無害化のための技術検討、及び対策費負担の責は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表No. 35のとおりです。
7	12	2-1-1	(2)			事前調査	「事業者は、現地を踏査し、現地状況を十分把握して、設計及び施行を行うこと。」と記載があります。事業用地内の掘削工事で要求水準書、及び貸与資料に記載の無い埋蔵物等が発見された場合、事業者はその撤去費負担の責は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表No. 35のとおりです。
8	12	2-1-1				事前調査	上記のNo. 6、No. 7の事例により工期延長が必要な場合は、貴市と協議が行えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
9	15	2-2-3	(5)	②		二次処理水	「ろ過水が必要な場合は、事業者が本施設内にろ過施設を設置すること」とありますが、既設の砂ろ過原水の送水設備には砂ろ過槽以外のろ過設備が設置されていますでしょうか。具体的な設備（自動ストレーナ等）についてご教示いただけないでしょうか。	砂ろ過装置の前に自動ストレーナの設置はありません。燃料化事業については、砂ろ過原水槽から取水していただくこととしています。
10	15	2-2-3	(5)	②		二次処理水	ろ過設備の要否等を判断するため、二次処理水のサンプルを少量ご提供いただくことは可能でしょうか。	提供可能です。提供可能期間については入札説明書P14に記載の、現場確認期間と同期間にします。提供を希望する場合は、施設管理課にご連絡ください。
11	16	2-2-3	(5)	③		プラント排水	要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答No. 36で「排水排出基準を満足するような施設」とありますが、水質の測定・管理方法についてご指定はないものと理解して宜しいでしょうか。	排水排出基準を満足するように、受注者で測定・管理してください。また、管理状況が確認できるようにしてください。
12	16	2-2-3	(5)	⑦		消化ガス	消化ガス供給が不足した場合でも、燃料化施設で使用する消化ガス量が賄える場合は、代替燃料の設備は不要とできるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書P16.2-2-3(5)⑦に記載のとおり、設置は必要です。
13	16	2-2-3	(5)	⑦		消化ガス	貴市の責により消化ガス供給が不足した場合、燃料化施設の運転継続のために使用した代替燃料の費用は、貴市にてご負担いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	リスク分担表No. 47のとおりです。
14	20	2-3-4	(9)			地下埋設物	要求水準書に記載のない、予期しない地下埋設物・支障物が見つかった場合、その移設・撤去については、原則追加工事扱いになるものと考えて宜しいでしょうか。	リスク分担表No. 35のとおりです。
15	24	3-1-2	(4)			維持管理・運営時のユーティリティー条件	「消化ガスは、・・・、事業者が提示した技術提案値を超えて使用した場合は、超過利用分に対して有償とする。」と記載があります。消化ガス使用量は、汚泥性状の影響を受けることから別紙3 表3(1)、表3(2)の汚泥性状を逸脱した場合は、性状による使用量の補正が行えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。補正については協議で決定します。
16	35	3-2-6				下水汚泥固形燃料の買取	要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答No. 81で「将来にわたって20年間単価は固定」とありますが、一方で下水汚泥固形燃料売買契約書(案)第16条によると売買単価の見直しが可能とされています。どちらが正しいでしょうか。	原則は固定ですが、下水汚泥固形燃料売買契約書(案)第16条に基づき、見直しは可能です。
17	35	別紙1 2	(6)			搬出土などの処分	場内処分可能な残土の概略数量をご教示下さい。	場内処分は不可です。

要求水準書に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
18	37	別紙1 5				土質状況	事業用地直下のデータは存在せず、既存データに基づく設計となります。事業者が受注後に調査した結果、既存データと大幅に異なる結果となった場合は、精算対象とさせていただきます。	契約後、設計協議で決定します。
19	44	別紙2 1	(2)			二次処理水	配管ルート合理性や施工性、既設配管の敷設状況等の観点から、図2(3)に示された以外のルートを選定することも可能でしょうか。	契約後、設計協議で決定します。
20	47	別紙2 1	(5)			上水配管	既設トイレを解体する場合は、トイレ用への既存給水管を利用して給水することは可能でしょうか。	契約後、設計協議で決定します。
21	48	別紙2 1	(6)			電気配線	「電気棟～汚泥処理棟間は既設ケーブルラックに敷設し」とありますが、既設ケーブルラックの空きスペース等の観点から、図2(8)に示された以外のルートを選定することも可能でしょうか。	契約後、設計協議で決定します。
22	49～50	別紙2 1	(7)～(9)			場内汚水, 場内雨水, その他場内配管	「干渉する箇所については切り直しを行うこと」とありますが、今後使用する見込みのない部分については撤去できるものと考えて宜しいでしょうか。	将来不要となる部分の撤去は可能ですが、契約後、設計協議で決定します。
23	49～50	別紙2 1	(7)～(9)			場内汚水, 場内雨水, その他場内配管	事業用地内に「雨水」「汚水」などの文字の記載のないマンホールがありますが、何の配管用のものかご教示ください。	マンホール蓋の縁の様子が、丸の場合は汚水、四角の場合は雨水を示しています。確認のために現場調査を行ってください。
24	52	別紙2 2	(2)			機械設備(2/2)	「汚泥の破碎が必要と思われる場合には、汚泥破碎機および制御盤の設置を行うこと」とありますが、消化汚泥(循環汚泥)の性状等のデータが示されておらず破碎要否が判断できません。つきましては、1・2系同様に3系の消化槽加温設備についても、破碎機の設置は貴市の御判断にて行っていただきたく存じます。仮に事業者が設置する必要のある場合には、判断可能なデータをご提供願います。	導入予定の熱交換器の仕様により、破碎機の要否について判断願います。また、消化汚泥のサンプルが必要な場合は施設管理課にご連絡ください。提供可能期間については入札説明書P14に記載の、現場確認期間と同期間にします。
25	56	別紙2 2	(5)			ユーティリティ取 合(1/2)	二次処理水は砂ろ過原水でしょうか。ろ過後の砂ろ過水を使用することはできないでしょうか。	二次処理水と砂ろ過原水は同じ水質です。既存施設の砂ろ過水は、使用できません。
26	56	別紙2 2	(5)			ユーティリティ取 合(1/2)	二次処理水について「配管・配線・機器の設置及び維持管理全て事業範囲内」とありますが、既存施設の運用に支障がないよう調整を図ることを前提に、既存配管等の流用・転用・更新を行う提案をお認めいただくことはできませんでしょうか。	契約後、設計協議で決定します。

要求水準書に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
27	56	別紙2 2	(6)			ユーティリティ取 合(2/2)	接続が可能・合理的であれば、切り回し対象となる既設污水管や雨水管に汚水配管を接続することは問題ないでしょうか。	既設污水管への接続は協議により可能ですが、雨水管には接続出来ません。
28	59	別紙2 4				各ユーティリティ単 価	電力及び上水について表2(2)に示された単価で算定した費用が、使用量は同じにも関わらず、維持管理・運營業務委託契約書(案)別記1に示された方法で算出した負担額を下回るようなことは考えられないでしょうか。仮にそうなった場合は、応分の差額を貴市にご負担いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	維持管理・運營業務委託契約書(案)第24条のとおりです。
29	60	別紙3 2				脱水汚泥性状	脱水汚泥の実際の性状や臭気等を確認するため、西部水処理センター及び中部水処理センターの脱水汚泥のサンプルを少量ご提供いただくことは可能でしょうか。	提供は可能です。手続きが必要ですので、施設管理課にご連絡ください。提供可能期間については入札説明書P14に記載の、現場確認期間と同期間にします。
30	65～66	別紙3 2	表3 (3)(4)			ライフサイクルコス ト	要求水準書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答No. 116で「脱水機の更新時期は供用開始後5年程度後」とありますが、入札の公平性を担保するため、ライフサイクルコスト算出条件として脱水機の更新時期を具体的に仮設定いただけないでしょうか。	ライフサイクルコストの算出条件としては、平成38年度から中部水処理センターの汚泥性状が変更になることとして仮定します。
31	70	別紙5 3				排出ガス基準	表5(3)に硫黄酸化物の総量規制の項目がありますが、量をK値から算出していることから、総量規制ではなく通常のK値規制であると思料します。総量規制については、福岡市は指定地域ではない(福岡県内では北九州市及び苅田町、大牟田市が該当)と理解しておりますが、間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	70	別紙5 3				排出ガス基準	硫黄酸化物の燃料規制に要件(50L/h以上1kL/h未満)が付記されていますが、貴市の燃料規制は全てのばい煙発生施設に対して適用されるものと理解しておりますが、間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	71	別紙5 4				悪臭規制基準	悪臭に関しては臭気指数による規制のみで、各成分の濃度規制はないものと考えて宜しいでしょうか。	各成分の濃度規制は悪臭防止法施行規則及び「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和48年5月31日・福岡市告示第82号)において規制されています。
34	73	別紙6 1	(2)			表6(1)	表中の消化槽加温状況に浚渫の記載があり、これに伴い燃料化設備が利用可能な消化ガス量の変動し、ライフサイクルコストの算出に影響を及ぼすことが想定されます。浚渫のサイクル、浚渫期間の設定は、どのように行えばよろしいでしょうか。	浚渫時においても汚泥全量を消化するため、消化ガス量の大きな変動はありません。

要求水準書に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
35	76	別紙6 1	(3)			消化ガス成分	消化ガス中のシロキサン含有量のデータについてご教示ください。データがない場合、消化ガスのサンプルを少量ご提供いただくことは可能でしょうか。	シロキサンの測定データはありません。必要であれば、消化ガスのサンプル採取は可能です。提供可能期間については入札説明書P14に記載の、現場確認期間と同期間にします。
36	76	別紙6 3	(3)			加温ボイラ	加温が不足する際、例えば消化ガス量が十分でない場合などは、貴市所有の加温ボイラを重油等の他燃料で運転いただくことは可能でしょうか。	条件によっては可能ですが、協議で決定します。
37	78	別紙8 1	(2)	カ		緊急時の外部搬出ルート	当該外部搬出ルートは、p31 3-2-4(5)①～③に示されるような外部処理が必要となった場合を想定したものであるとの理解で宜しいでしょうか。また、外部処理のおそれがない場合は、確保の義務はないものと理解して宜しいでしょうか。	外部搬出ルートは、必ず確保してください。
38	78	別紙8 1	(2)	カ		緊急時の外部搬出ルート	当該外部搬出ルートは、搬出車両への脱水汚泥の払出・積込が可能な設備という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	83	別紙8 2	(6)	ア		監視制御装置	「また、西部水処理センター汚泥処理等操作室及び市事務所に全体の運転状況が把握出来る監視端末を設置すること。」とありますが、監視装置は貴市が使用されるため、監視装置の保守および修繕等の維持管理については貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか	監視装置は、本燃料化事業のみを目的としたものであることから、保守及び修繕についても事業範囲内です。
40	86	別紙8 3	(2)	ア		主要な設備類	主要な設備類とは具体的に何を指すか、別紙8の更正設備分類或いは具体的な設備名称にて例示いただくことはできないでしょうか。	別紙8 構成設備概要に示している、(1)～(7)及び(9)は、主要な設備と考えております。
41	87	別紙9				分析管理項目	臭気に関しては、事業用地境界及び排出口いずれも臭気指数（臭気濃度、臭気排出強度）の計測が求められており、各臭気成分毎の濃度測定は必要ないものと考えて宜しいでしょうか。	各成分の濃度規制は、悪臭防止法施行規則及び「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和48年5月31日・福岡市告示第82号）において規制されています。各臭気成分毎の濃度測定は事業者で行い、市が確認できるよう記録の整備を行ってください。